**鎌ケ谷市コミュニティバス運行助成事業（路線１）**

**に係る公募型プロポーザル実施要領**

**第１　趣旨・目的**

　鎌ケ谷市は、コミュニティバス運行助成事業として、コミュニティバス運行事業者との間で平成２８年度に運行協定を締結し補助金による補助を行い運行しています。この運行協定は令和２年度までとなっており、令和３年度以降は、令和元年度に提言のあった運行計画を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者が大幅に減少することとなったため、現運行協定を延長して運行を継続しているところです。

　これらを踏まえ、コミュニティバスの安定的な運行継続のため鎌ケ谷市コミュニティバス運行事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するものです。実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

　なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合もあり得るものとする。

**第２　業務概要**

１　業務名　鎌ケ谷市コミュニティバス運行助成事業

２　路線名　路線１（東線、東線２）

３　業務内容　別紙「鎌ケ谷市コミュニティバス運行事業共通仕様書」のとおり

**第３　事業期間及び契約の締結について**

　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで。

　なお、本プロポーザルにより契約者として確定した場合は、最長で２年間（令和６、７年度）を下記条件により運行協定を締結する予定である。

（１）　当該契約の目的が同一であること。

（２）　当該契約の履行状況等について、適格者として鎌ケ谷市に認められること。

（３）　各年度、当該業務にかかる鎌ケ谷市歳入歳出予算が鎌ケ谷市議会で議決されること。

**第４　提案限度額**

　金２６，５６０，０００円（補助金）

　この他に利用者１名あたり５０円の補助を行う。

　※この金額は、令和５年度契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

　　なお、引き続き令和６、７年度の協定を延長する場合の運行補助額については、国内外の社会情勢を鑑み、改めて協議するものとする。

　※上記提案限度額は、年間の補助額であり、支払いは４分割とする。

　　利用者１名あたりの５０円の補助は、今回募集する３路線合わせて限度額５００万円とし、３路線合わせて、この限度額を超えた場合は、利用者数に応じて３路線に按分する。

**第５　プロポーザル方式の実施形式**

　本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

**第６　日程**

　本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間又は提出期日 |
| 参加申込書受付期間 | 令和４年６月２２日から７月１１日　午後５時まで |
| 参加資格要件確認結果通知 | 令和４年７月１３日 |
| 質問書受付締切 | 令和４年７月４日　午後５時まで |
| 質問書に対する回答 | 令和４年７月６日 |
| 企画提案書等提出締切 | 令和４年７月２５日　午後５時まで |
| プレゼンテーション | 令和４年８月5日 |
| 審査結果通知 | 令和４年８月１０日 |
| 協定締結 | 令和５年４月１日 |

**第７　参加資格要件**

　本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

１　本市の鎌ケ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

　　※留意事項あり

２　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

３　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間、鎌ケ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

４　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ケ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。

５　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前６か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。

６　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者であること。

７　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者であること。

８　鎌ケ谷市暴力団排除条例（平成２４年３月２２日条例第２号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者であること。

９　一般乗合旅客自動車運送事業者または一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、プロポーザル終了後、運行開始前までに、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける見込みのある者であること。

10　千葉県内に本店、支店又は営業所があり、緊急時、迅速に対応できる体制を整えている者であること。

11　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に規定する一般乗合旅客自動車運送法事業の許可を受け、本市内で路線定期運行を行っている者であること。

* 留意事項

上記１について、「ちば電子調達システム」への事業者登録が完了していないときは、下記書類（写し可）を参加申込書に添付して提出すること。

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

②印鑑証明書

③納税証明書（国税）

　 「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）」

　 ※未納が無いことを証明するものに限る

④納税証明書（県税）

　 「千葉県税の完納証明書（納税証明書その２）」

　 ※未納がないことを証明するものに限る

⑤納税証明書（鎌ケ谷市税）

　 「法人市民税納税証明書」

　 ※鎌ケ谷市内に事業所を有する場合に限る

　 ※未納がないことを証明するものに限る

⑥財務諸表（賃借対照表及び損益計算書）の写し

⑦その他必要と認める書類

**第８　参加申込方法**

１　参加申込書の提出

　本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

　なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

（１）提出書類

　　ア　参加申込書（様式第１号）

　　イ　企業概要書（様式第２号）

　　ウ　その他（「ちば電子調達システム」未登録事業者提出書類）

（２）提出期限　令和４年７月１１日　午後５時まで

（３）提出場所　〒２７３－０１９５

　　　　　　　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

　　　　　　　　鎌ケ谷市　都市建設部　都市計画課　都市政策室

（４）提出方法　持参により、鎌ケ谷市役所の閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時までに提出すること。

２　参加資格の確認等

　市は第７に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和４年７月１３日までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。

　また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、７月１９日までに、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

　なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して３日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

**第９　質疑応答等**

　本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

１　質問

　（１）提出書類　質問書（様式第３号）

　（２）提出期限　令和４年７月４日　午後５時まで

　（３）提出場所　鎌ケ谷市　都市建設部　都市計画課　都市政策室

　　　　　　　　　メールアドレス　tosikei@city.kamagaya.chiba.jp

　　　　　　　　　電話　０４７－４４５－１４２２（直通）

　（４）提出方法

　　　　電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書（様式第３号）を添付して、上記メールアドレス宛に送信すること。

　　　　なお、電話及び直接来所による質問には応じないが、メールを送信した際は、その旨を都市計画課都市政策室まで連絡すること。

２　回答

　（１）回答期限　令和４年７月６日

　（２）回答方法

　　　　質問に対する回答は、質疑応答書（様式第４号）を質問書を提出した事業者に対して、令和４年７月６日までに質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、本市のホームページに質問内容及び回答を掲載する。

　　　　なお、ホームページに掲載する際は、質問書を提出した事業者の名称を「匿名」として記載する。

**第10　企画提案書の作成要領**

　企画提案書を提出する者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し提出するものとする。

１　提案内容

　企画提案は、仕様書及び本要領を踏まえ、次の事項について提案すること。

　（１）運行の安全性について

　　　ア　運行管理体制

　　　イ　整備管理体制

　　　ウ　会社独自の安全運動

　（２）利用者への配慮について

　　　ア　運行上の安全対策

　　　イ　事故処理体制、責任体制

　　　ウ　運転者への接遇研修、教育体制

　　　エ　苦情処理体制

　（３）利用者の利便性について

　　　ア　収益拡大策

　　　イ　利用促進向上

　（４）緊急時の対応について

　　　ア　交通事故防止対策

　　　イ　災害発生時等、緊急時、感染症対策への取り組み

２　提出書類

　企画提案の提出は、「企画提案書（様式第５号）」に次の関係書類を添付して行うこと。

　（１）　企画提案書等（様式第５号の１から４）　１０部

　（２）　鎌ケ谷市コミュニティバス運行見積書（様式第６号）　１０部

　　見積書は仕様書参照のうえ作成すること。

３　企画提案書等作成上の留意事項

　（１）「企画提案書」は、次のとおりの書式で記入すること。

　　　ア　紙サイズは、Ａ４版横書きとすること。

　　　イ　文字サイズは、１１ポイント以上で作成すること。

　　　ウ　使用する言語は日本語とし、通過は日本円とする。

　　　エ　印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

　　　オ　資料のページ数に制限は設けないが、プレゼンテーションの制限時間を踏まえて作成すること。

　　　カ　ページ番号を付すること。

　（２）提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めない。（見積書及び内訳書の修正は不可。）

　（３）提出書類の作成など本プロポーザルの参加に要する経費等は、選考結果にかかわらず、全て参加事業者の負担とし、提出書類は返却しない。

４　提出方法等

　（１）提出期限　令和４年７月２５日　午後５時まで

　（２）提出場所　〒２７３－０１９５

　　　　　　　　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

　　　　　　　　　鎌ケ谷市　都市建設部　都市計画課　都市政策室

　（３）提出方法　持参により、鎌ケ谷市役所の閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時までに提出すること。

５　企画提案書等の著作権等の取扱い

　（１）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。

　（２）市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

**第11　評価方法及び評価基準**

１　審査委員会の設置

　提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ケ谷市コミュニティバス運行事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

　審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を次のとおり行う。（なお、参加業者が多数の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選出されたものについてのみプレゼンテーション等を行うことができるものとする。）

（１）実施方法

　　ア　１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明２０分、質疑応答１０分程度の計３０分程度とする。

　　イ　追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の事案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

　　ウ　プレゼンテーション等においては、プロジェクター、スクリーンを使用できるものとする。これらを使用する場合は本市で用意するので事前に連絡すること。なお、パソコン等については事業者において準備すること。

　　ウ　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて３名までとする。

　　エ　欠席をした場合は、企画提案書の審査・評価及び契約候補者の選定から除外する。

（２）実施日時及び実施場所

　　第８で示した「参加資格要件確認結果通知書」により通知する。

　　なお、プレゼンテーション等を行う参加業者を選出した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

３　評価項目及び評価基準

　別紙「鎌ケ谷市コミュニティバス運行事業者選定に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

４　契約候補者の選定方法

　各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

　ただし、最も評価点数の高い者が２者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

　なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

　また、参加申込者が１者であっても審査を行い、審査基準に基づいて契約候補者を選定する。

**第12　審査結果の通知**

　契約候補者選定後、参加事業者全員に「審査結果通知書」により通知するものとする。

　また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して５日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意書式）をもって、市への理由の説明を求めることができるものとする。

　なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して３日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

**第13　審査結果の公表**

１　公表方法

　契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、都市計画課都市政策室窓口において閲覧に供するものとする。

２　公表内容

（１）業務名

（２）審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数）

（３）参加業者数

（４）審査経過及び審査委員

３　公表内容に係る留意事項

（１）契約候補者以外の参加業者の名称は公表しない。

（２）契約候補者以外の参加業者の評価点数は点数順で表記する。

**第14　失格要件**

　次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格となる。

（１）参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）プレゼンテーション等の開始時期までに会場に来なかった場合

（５）審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

**第15　契約に関する基本的事項**

　契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、運行協定の方法により令和５年４月１日付で協定を締結する。

　また、協定補助金額は原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容がすべて契約時の仕様書に盛り込まれるわけでないことに留意すること。

　なお、本協定は、「令和５年度鎌ケ谷市歳入歳出予算」が令和５年３月３１日までに、鎌ケ谷市議会で議決された場合において、令和５年４月１日に確定するものとする。

　令和６、７年度の運行協定を延長する場合の運行補助額については、国内外の社会情勢を鑑み、改めて協議するものとする。

**第16　その他の留意事項**

１　本プロポーザルにかかる費用については、すべて事業者負担とする。

２　提出された書類は返還しないものとする。

３　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。

４　提出期限以降における提出書類の差し替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。

５　参加業者が１者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。

６　企画提案書等については、参加業者１者につき１提案に限るものとする。

７　参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。

８　本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

９　本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、鎌ケ谷市情報公開条例（平成１１年鎌ケ谷市条例第３号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

10　業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることは禁止する。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11　準備期間中に発生した費用は受託者の負担とする。

**第17　問い合わせ先（事務局）**

　〒２７３－０１９５　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

　鎌ケ谷市役所　都市建設部　都市計画課　都市政策室

　電話　０４７－４４５－１４２２（直通）

　ＦＡＸ　０４７－４４５－１１５５

　メールアドレス tosikei@city.kamagaya.chiba.jp